

群馬県 ふっこう割

あなたの旅が「群馬県」を元気にする！



群馬県ふっこう割 取扱マニュアル

令和元（2019）年12月27日改訂

群馬県ふっこう割事業事務局

電話番号：027-310-3062

メールアドレス：fukkouwari-gunma@jtb.com

事務局営業時間：月曜～金曜、9:30～17:30
（土日祝、年末年始※12/28～1/5休業）

目次

1. はじめに…………… 1
2. 群馬県ふっこう割利用に係る留意事項……………2～5
3. 群馬県ふっこう割対象事業者指定申請（事前登録）及び中間報告について……………6～7
4. 群馬県ふっこう割に係る証票及び不正利用防止……………8

1. はじめに ～群馬県ふっこう割の実施にあたって～

本事業における商品の販売及び支援金の申請については、群馬県ふっこう割事業支援金交付申請書類及び本書を確認の上、間違いのないようお願いいたします。あわせて誓約書に記載のある事項につきましても遵守願います。

なお、本書に記載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問い合わせください。

群馬県ふっこう割とは、令和元（2019）年台風第 19 号の影響により落ち込んだ観光需要の回復に向け、国の「令和元年台風第 15 号及び第 19 号観光支援事業費補助金」（令和元年ふっこう割）を活用し、宿泊料金等の割引を支援することで、観光需要の喚起を図る事業です。

交付決定通知を受けた事業者（以下、「支援事業者」）は、旅行商品を販売するにあたり、ルールに則った取組をお願いします。**ルールを逸脱した場合、対象外商品とみなし、販売後の実績報告時審査で、支援金のお支払いが出来ない場合や本事業で利用した支援金の返還を求めることがありますのでご注意ください。**

【ふっこう割が利用できる参加事業対象者】

(1)から(5)の条件のいずれかに該当する事業者が対象となります。

(1)旅行業法第 3 条に規定する登録を受けた事業者であり、群馬県への送客に相応の実績を持つと認められる者

(2)観光協会、旅館組合等（地域の宿泊事業者の支援金の交付申請及び支払い事務を集約化する場合に限る。）

(3)宿泊事業者（旅館業法第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除く。）のうち、旅行会社又は O T A と送客に関する契約等を有しないものとして群馬県ふっこう割事業事務局（以下、事務局）の指定を受けた者

(4)海外で旅行業※を営む法人であり、日本国内における販売及び群馬県への送客において相応の実績を持つと認められる者（※「旅行業」とは、造成・販売を目的として、運送機関・宿泊機関などを組み込んで「企画、仕入れ、提案、値付け」する営業実態を持つ者をいう。）

(5)その他、群馬県が支援金交付対象者として認めた者

※(4)については、外国人旅行者の取り扱いに限ります。

【本事業への参加条件】

- ・対象事業者指定申請（事前登録）を行い、事務局の審査により認可されること
- ・群馬県及び事務局が決める支援金の交付決定額に同意できること
- ・販売実績に応じて一括して支援金を受領することに同意できること
- ・スケジュールに沿った取り組みができること
- ・群馬県及び事務局の求めに応じ、各社ごとに対象商品を取りまとめて申請を行うこと
- ・本書に示す事業内容等に同意できること
- ・事務局との間に生じる必要な全ての手続きについて日本語での対応が可能
- ・日本国内に銀行口座を有するまたは日本国内に営業拠点を有する銀行に円建てで口座を保有する者、もしくは旅行業法に基づく旅行業または旅行サービス手配業の登録を受けたランドオペレーターと精算代行契約を締結している

【商品造成にあたっての留意点】

- ・期間内に確実にふっこう割商品を販売し、可能な限り早期に商品販売を開始すること
- ・群馬県内において被害の大きかった地域※の復興支援につながる商品企画・販売展開を行うこと（※宿泊施設や施設に至る道路等が被害を受けた嬋恋村、安中市松井田地区、上野村などの地域）
- ・新たな需要喚起や継続して実施可能な商品企画・販売展開を行うこと

2. 群馬県ふっこう割利用に係る留意事項

本マニュアルや申請書・誓約書に則った取り組みが条件です。事業開始前に必ずご確認ください。内容が複雑ですので、実務上遵守いただくことを、本マニュアルにより補足してご案内いたします。

※マニュアル及び各様式については改訂する場合がありますので、各手続きの前に、最新版であるかご確認いただきますようお願いいたします。

申請書類、マニュアル等は「群馬県ふっこう割」専用サイト(<https://www.fukkouwari-gunma.jp/>)より入手いただけます。

★旅行商品の対象期間

予約開始：参加事業者確定後（12月下旬）

宿泊期間：令和2（2020）年1月6日（月）～3月15日（日）まで

※令和2（2020）年3月16日（月）チェックアウト分までが対象となります。

●留意事項【必須事項】

- ※ 換金性のあるものを組み込んだ宿泊プランは対象外です。（クオカード、商品券等）
- ※ もとの宿泊代金を大幅に上回るような宿泊プランも対象外です。
例：10,000円の宿泊商品に、エステ体験 20,000円をつけて 30,000円とした宿泊商品等。
制度趣旨に則った商品造成をお願いします。
- ※ ビジネス目的での使用や法人向け旅行商品（例：出張パック等）は不可となります。
- ※ 予約開始日（後日公表）以前及び交付決定日以前に申込を受けていたお客様には適用できません。
- ※ 国又は地方公共団体が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するものには適用できません。
例：招待旅行、研修旅行等
- ※ 本事業を活用した旅行・宿泊商品の販売及びPRに際しては、販売する商品が本事業の対象であることを必ず明示してください。また、本来の価格を割り引き支援後の価格を明記し、消費者がその差額に対し、明確に認知できるようにしてください。

（1）宿泊商品について

●対象商品

群馬県内の宿泊施設における宿泊料金が対象となります。

宿泊料金 10,000円以上 の場合	対象利用人数	クーポン金額	宿泊料金 6,000円以上 10,000円未満 の場合	対象利用人数	クーポン金額
	1名以上	5,000		1名以上	3,000
2名以上	10,000	2名以上	6,000		
3名以上	15,000	3名以上	9,000		
4名以上	20,000	4名以上	12,000		
5名以上	25,000	5名以上	15,000		

※ 支援限度

日本人旅行者 15,000円/人

外国人旅行者 50,000円/人

2. 群馬県ふっこう割利用に係る留意事項

- 割引上限額算出に当たっての販売価格帯について
グループでの宿泊料金は全員の合計が販売価格帯となりますので、2名の場合は、2名合計の代金が割引の算出根拠となります。ただし、1人当たりの割引上限額は15,000円です。
(例) 1泊2食一人あたり10,000円2名様でご宿泊の場合、販売価格帯は20,000円とみなし、1泊当たりの支援額は10,000円となります。(※1人泊5,000円×2人)

(2) 交通付旅行商品について

- 対象
募集型企画旅行商品、受注型企画旅行商品が対象です。
- 旅行商品の販売開始時期等
 - ・ 募集型
予約開始日（後日公表）以降かつ交付決定日以降から割引いた価格で販売いただけます。
予約開始日（後日公表）以前及び交付決定日以前に申込を受けていたお客様には適用できません。
予約開始日（後日公表）以降かつ交付決定日以降に新規でお申し込みのお客様へ、適用してください。
(例) 交付決定日が1月10日の場合
12月19日に申込を受けた、1月の募集型旅行→割引販売開始前申込の為、割引不可
1月16日に申込を受けた、2月の募集型旅行→割引販売開始後申込の為、割引可
 - ・ 受注型
予約開始日（後日公表）以降かつ交付決定日以降に新規でお申込み（契約書手交）があったお客様が対象です。
お客様へ支援金額を明記した契約書面（引受書、申込書、条件書等）を手交し、控えにお客様の印鑑又は署名をいただってください。月次報告の際必要となります。

2. 群馬県ふっこう割利用に係る留意事項

(3) パンフレット・広告などの条件

旅行業法・各社約款ルールに則り行程や宿泊プランの内容がわかる書類を作成し、最終案を事務局へ提出してください。

●価格表示について

販売にあたっては、下記文章と支援後の販売価格を表示するとともに、お客様に対し旅行の申込以前に支援金額を必ず明示してください。

記載文章：「この商品は群馬県ふっこう割の支援金により、〇〇円支援を受けています。」

既存商品については、下記の文章を記載した書面（下記【表示例】参照）を作成し、既存商品の旅行パンフレットに挟み込むなどして取引条件の一部として取り扱ってください。

群馬県ふっこう割のご案内

群馬県ふっこう割とは、令和元（2019）年台風第 19 号の影響により落ち込んだ観光需要の早期回復を図るため、観光需要喚起対策事業として、宿泊料金等の割引を支援するものです。

当社では、12月●日以降にお申し込みのお客様に対し、この支援金を活用して下記のツアーを割引いたします。

1. 対象ツアー

〇〇ツアー、△△の旅

2020年1月6日から3月15日までの出発

2. 割引額

※該当するツアーの割引額の表を元に作成する。

3. ご注意

①支援金の予算が消化され次第終了となります。

②旅行契約成立後のお客様のご都合によるお取消しは、割引後の旅行代金を基準として当社所定の取消料を申し受けます。詳しくは弊社係員にお尋ねください。

*この書面は旅行業法第12条の4による取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合には同法

第12条の5により交付する契約書面の一部となります。該当ツアーのパンフレットと合わせてご確認のうえお申し込みください。

旅行企画・実施：観光庁長官登録旅行業第〇〇〇号
（株）〇〇〇トラベル
（一社）日本旅行業協会正会員

2. 群馬県ふっこう割利用に係る留意事項

取消料は、観光庁の見解により「割引後」の販売価格を算出基準とすることとされています。ただし、あらかじめ取消料基準を明確にお客様に示すことにより、誤解を与えることがない場合に限り、対象事業者の判断にて「割引前」とすることができます。

※OTAに関してはクーポンを利用し、割引を実施する形となります。

二重価格表示にならないよう、支援事業者様で確認の上、ルールどおりの表示をお願いします。

受注型については、契約書面（旅行申込書・引受書等）に同様に備考欄等に必ず記載してください。お客様が確認した旨、記載のある契約書類コピーの提出が精算払い申請の際に必要です。

3. 群馬県ふっこう割対象事業者指定申請（事前登録）について

（1）申請書提出期限について（※事務局メールアドレスにデータ送付）

第1期 令和元年12月18日（水）～20日（金） 予定

第2期 令和元年12月23日（月）～令和2年1月7日（火） 予定

事務局にて確認でき次第、順次正式郵送依頼のメールを発信いたします。その後、原本の送付をお願いします。

※誤送信の防止のためFAXでの受付はしておりません。

また、1社1つの申請にまとめて書類をお送りください。支店・営業所単位での複数の申請は受け付けておりません。

（2）申請時の提出書類について

各種必要な書式は、「群馬県ふっこう割」専用サイト(<http://www.fukkouwari-gunma.jp/>)、または「ググっとぐんま公式サイト」(<https://gunma-dc.net/>) からダウンロードしてください。

【宿泊事業者】

- ①対象事業者指定申請書
- ②誓約書
- ③宿泊プランや行程表、パンフレットなど内容のわかるもの
- ④会社概要

【旅行会社】

- ①対象事業者指定申請書
- ②誓約書
- ③支援金算出シート
- ④宿泊プランや行程表、パンフレットなど内容のわかるもの
- ⑤会社概要

以上の書類を各2部提出してください。（原本各2部）

4. 群馬県ふっこう割 月次報告について

本事業において、補助金交付決定通知を受けた事業者は、「月次報告」として毎月の利用実績を報告してください。

報告書類は、当月分を翌月15日（必着）までに、事務局まで電子メールでお願いします。3月分については、3月22日までに必ず報告ください。

（1）月次報告時の提出書類について

下記①～④の書類を提出してください。（①～③は原本、各2部）

- ①月次報告書
- ②事業実績書
- ③実績内訳シート
- ④宿泊及び旅行実績が証明できる書類（宿泊証明書、旅行引受書又は申込書、旅行特別補償保険に関する書類等）

※1月の月次報告の時点で一定の泊数が残っている場合、事務局が指定する日以降に販売した旅行・宿泊商品は、ふっこう割の対象としないことがあります。

※旅行の実績がなかった月についても提出が必要です。その場合は、実績内訳シート表紙の合計欄「0」と記入の上、実績内訳シートの表紙のみを提出してください。

前項①～④の書類に加え、以下の旅行商品については、追加の資料を併せて提出してください。（コピー2部）

●宿泊旅行

宿泊施設が発行する宿泊証明又は、それに代わる書類（例：宿泊クーポン写し等 宿泊日・人数・宿泊施設名が確認出来るもの）※これのみコピー1部
※募集型・受注型ともに必要です。

●受注型企画旅行（周遊）

お客様に手交し、「この商品は国（県）の補助金（負担金）により、〇〇円助成を受けています」の文章と助成金額が明示された引受書又は申込書、確定金額の請求書、最終行程表の3つの書類を提出してください。

●受注型企画旅行（宿泊単品）

お客様に手交した、助成金額が明示された引受書又は申込書を提出してください。引受書に旅行代金に記載されていない場合は、請求書も提出願います。

（2）支払い時の提出書類について

下記①～②の書類を提出して下さい。（原本2部）

- ①申請書
- ②請求書

概算払いで請求いただきました支援金は、翌月15日の締め切り後30日以内に指定口座に振り込みます。ただし3月分に関しましては、終了日の3月15日以降、速やかに申請・請求をいただき、確認後30日以内に指定口座に振り込みます。

各書類は、「群馬県ふっこう割」専用サイト(<http://www.fukkouwari-gunma.jp/>)に掲載していますので、ダウンロードして作成してください。

（3）その他事務局が必要とする書類について

報告書受領後、追加で資料の提出をお願いする場合があります。その場合は事務局より支援事業者へご連絡いたします。

5. 群馬県ふっこう割に係る証票及び不正利用防止

この事業は国の会計検査院の調査対象事業ですので、事業で使用した証票類は報告時に提出の必要が無いものについても支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管をお願いします。

(1) 事業所様で入手又は作成いただき、5年間保管が必要な証票について

- ①宿泊内容が確認できる宿泊施設が発行した宿泊証明、又は旅行会社が発行する宿泊確認書、宿泊クーポン（控え）等については、精算払い申請時にコピーを提出いただきますので、原本の保管をお願いします。
- ②外国人宿泊者が「日本国籍以外を有する者」であることを確認する書類として、パスポートの写しの提出を求める場合がありますので、準備をお願いします。

(2) その他の証票について

その他、必要と思われる証票がありましたら保管をお願いします。

■不正利用防止

(1) ビジネス目的での利用防止

本事業の目的である群馬県内の観光支援という観点からビジネス目的での利用を排除するため、法人カード決済や法人向け旅行商品（※出張パック等の商品）などは支援対象外とします。

(2) ノーショウ防止

同じく県内の観光支援という観点から、宿泊付きフリープランを購入して、実際には泊まらない、いわゆるノーショウについても支援対象外とします。

(3) 利用制限のための措置について

支援事業者等はビジネス目的、ノーショウといった本事業の不正利用を極力排除するため、ホームページ等で利用できない旨を明確に掲示すること。また、不正利用が発覚した場合、支援事業者は事務局へ通報することとし、事務局は事実を確認の上、本事業で利用した全ての割引相当額の返還を求めるなどの措置を講ずることとする。

■その他

- ・事業終了後、事業報告書を提出いただきます。詳細につきましては改めてお知らせいたします。
- ・報告内容に間違いの無いように注意してください。
- ・実績内訳リスト表紙に、報告内容に相違の無い旨、署名・捺印をお願いします。
※署名・捺印は支援事業者様の代表者又は、担当部署の責任者名をお願いします。
- ・事業終了時には、実績内訳シートを取りまとめて提出いただきますので、実績報告時に提出いただく実績内訳シートのエクセルデータは保存しておいてください。
- ・制度の趣旨を踏まえ、要綱等で定めたルールに則った取り組みをお願いします。
- ・支援金をお客様へ還元せず、支援事業者の利益とすることは厳禁です。
- ・その他のご不明な点は、事務局までお問い合わせください。
- ・群馬県ふっこう割についての情報は、「群馬県ふっこう割」専用サイト(<http://www.fukkouwari-gunma.jp/>)に掲載します。

※本事業マニュアルは速やかな事業実施を行う為、あらかじめ変更される場合があります。
逐次HP等から確認をお願い致します。

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.